

志太広域事務組合規約の変更に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 8 9 条の規定により、関係市と協議の上、志太広域事務組合規約の変更に伴う財産処分を次のとおり定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

1 志太広域事務組合地域振興事業基金の出資金等の処分

志太広域事務組合地域振興事業基金（志太広域事務組合地域振興事業基金条例（平成元年志太広域事務組合条例第 4 号）第 1 条に規定する基金をいう。）として積み立てられた出資金等の総額 1 0 億円について、関係市が志太広域事務組合規約（昭和47年静岡県指令地第300号）第 1 6 条及び別表第 2 の規定で定める割合に応じ負担した金額及び静岡県が負担した金額と同額を関係市及び静岡県に返還する。

2 処分する財産の内容

団体名	返還する出資金等の額
焼津市	452,160,000円
藤枝市	447,840,000円
静岡県	100,000,000円
合計	1,000,000,000円